

保健師助産師看護師国家試験出題基準 平成 26 年版 の改定概要について

I. はじめに

保健師助産師看護師国家試験出題基準(以下、「出題基準」という。)は、保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の適切な範囲及び水準を確保する目的で作成されている。保健師及び助産師については平成 10 年、看護師については平成 12 年の国家試験から適用され、その後、社会の変化や看護を取り巻く状況を踏まえた改正を重ねてきた。平成 16 年には看護師国家試験の必修問題の導入に伴い、看護師にとって特に重要な基本的事項を出題基準として提示した。また、平成 20 年には必修問題を強化するため、その出題範囲を拡大するとともに平成 20 年 4 月施行のカリキュラム改正を踏まえ、新旧カリキュラムに対応可能となるよう項目を見直した。

前回の改定以降、平成 24 年 4 月に取りまとめられた「医道審議会保健師助産師看護師分科会保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書」において、出題内容として、基礎的な知識及び技能を応用する力を問うため、状況設定問題については複数の試験科目から構成される問題を今後も一定程度出題していくことが望ましいことや、出題基準については、各項目に示される概念や用語について看護の実情を勘案して見直すとともに、カリキュラム改正の趣旨や教育内容等を踏まえて改定すること等が提言された。これらの提言を受け、平成 24 年 7 月より医道審議会保健師助産師看護師分科会保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会を開催し、ワーキンググループでの検討を含めて6回にわたる議論を重ね、出題基準の改定を行った。

II. 改定の概要

1. 全体的事項

- 近年の医療や看護を取り巻く環境の変化に伴い、より重要性が増していると考えられる教育内容に関する項目の精選と充実を図った。
 - ・ 医療・看護の実情を勘案し、各項目に示される用語を見直した。
 - ・ 大項目、中項目及び小項目における項目間の整合を図った。
- 保健師教育、助産師教育及び看護師教育のカリキュラム改正の趣旨や教育内容等を踏まえて見直した。
 - ・ 実践で求められる基礎的な知識や技能を用いた応用力及び判断力を評価できるよう改定を行った。
 - ・ 実践能力の強化の観点から、「保健師及び助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」、「看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」及び「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」を反映した。
 - ・ 看護師国家試験出題基準では、【看護の統合と実践】の出題基準を作成した。

2. 保健師国家試験出題基準

平成23年4月施行のカリキュラム改正において、地域看護学が公衆衛生看護学に変更されたことに伴い、出題基準の領域名を見直し、内容を系統的に編成した。領域名は、【地域看護学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】を【公衆衛生看護学概論】、【公衆衛生看護方法論Ⅰ（個人・家族・グループ支援方法論）】、【公衆衛生看護方法論Ⅱ（組織・集団・地域支援方法論）】、【対象別公衆衛生看護活動論】、【学校保健・産業保健】、【健康危機管理】及び【公衆衛生看護管理論】に変更し、【疫学・保健統計】を【疫学】及び【保健統計】に変更した。

【公衆衛生看護学概論】

公衆衛生看護活動の目的、対象、方法について中・小項目を整理し、活動の背景となる社会情勢の捉え方を時代に即した内容に変更した。

【公衆衛生看護方法論Ⅰ（個人・家族・グループ支援方法論）】

個人・家族・グループにおいて対人支援を中心とする公衆衛生看護活動の方法について、大・中・小項目を整理し充実を図った。

【公衆衛生看護方法論Ⅱ（組織・集団・地域支援方法論）】

地区活動としての地域に顕在あるいは潜在している健康課題の把握方法、地域診断に基づく活動計画・実践・評価に関する基礎的な方法、地域において組織的に解決するための基礎的な方法について大項目を再編した。

【対象別公衆衛生看護活動論】

保健活動を個人・家族・集団・組織の対象別に提示した。母子・高齢者・精神・障害者（児）の保健活動に関しては、福祉分野との連携が重要になっていることから、中項目に保健福祉の動向を提示した。

【学校保健・産業保健】

時代に即した健康課題を取り上げ、その対応に必要な基礎的知識及び技術に関する事項を整理した。

【健康危機管理】

健康危機管理に共通する基礎的事項を提示し、感染症集団発生時と災害時の保健活動に必要な知識及び技術に関する項目について整理し、充実を図った。

【公衆衛生看護管理論】

保健師が就業している多様な分野に共通して求められる事項について整理した。また、教育や研究等の人材育成に関する事項を専門的自律として整理し、充実を図った。

【疫学】

地域診断など公衆衛生看護に活用するための疫学の概念と方法の基礎的事項について中・小項目を整理した。

【保健統計】

公衆衛生看護に活用するため、統計学の基礎的な考え方及び保健統計の解釈に関する事項を整理した。

【保健医療福祉行政論】

最近の保健医療福祉行政の方向性を踏まえ、小項目の内容を整理し、健康政策に関する事項について充実を図った。

3. 助産師国家試験出題基準

【基礎助産学】

実践能力強化の観点から「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」に基づき、会陰・軟産道裂傷、分娩時出血、尿失禁、骨盤臓器脱に必要な知識として「骨盤底の構造と機能」の中項目を新たに設け、骨盤底および外陰の血管・神経・筋肉・靭帯の小項目を明記した。また近年、女性や母子の健康問題となっている感染症及び疾患等を小項目に追加し、学会で表現が改定された用語を修正した。

【助産診断・技術学】

妊娠、分娩、産褥、新生児期、乳幼児期にある対象とその家族についての「診断」を示し、ケアについては、各時期で「正常経過にある対象」と「正常経過からの逸脱及びハイリスク状態にある対象」に分けて実践に必要な基礎能力を示した。特に、正常とリスクの境界領域にある状態を診断し、医師等への照会、急変時の対応と搬送のための助産師による妊婦のリスク診断、正常分娩急変時の対応（分娩中・産褥期発症）、及び正常新生児急変時の対応について中項目を新たに設けた。更にその小項目には、近年推進されている院内助産所や助産師外来において求められる助産診断・ケア能力を強化するため、医師に照会すべき疾患・既往歴、緊急搬送すべき症状、搬送までの対応、搬送すべき症状を呈する疾患（具体的な症状・疾患名）を明記した。また、性と生殖に関するケア能力及び助産における倫理的課題への対応能力について、性暴力、DV〈ドメスティック・バイオレンス〉、流産・死産時のケア、不妊補助医療を小項目に加え、時代のニーズに合う助産技術を強化した。

【地域母子保健】

地域母子保健の基礎的知識の小項目を具体化した。母子保健の動向については助産師に必須の母子保健統計の指標を明記し、母子保健に関連する法規及び施策については現行の重要な項目で構成した。

【助産管理】

医療安全対策や災害対策をはじめ、災害時の母子の支援を新たに小項目に加えた。また、周産期医療におけるチーム医療、職種間の連携・協働を小項目に加え、地域における助産所、病院・診療所双方での問題に対処できるよう助産管理の実際について強化した。

4. 看護師国家試験出題基準

【必修問題】

出題範囲の全領域にわたり、看護師として基本的かつ重要な事項を再度検討した。また、他領域との関連を踏まえて用語の統一を図った。

【人体の構造と機能】

他職種と共通の知識体系が構築できるよう、基礎医学教育を踏まえた編成とした。また、近年の医学の進歩を考慮し、項目を整理した。

【疾病の成り立ちと回復の促進】

健康から疾病を経て回復に向かう過程として内容を見直した。「疾病に対する医療」の中項目として「疾病の予防」を追加し、予防から治療までの医療を提示した。また、【人体の構造と機能】の内容を反映し、それぞれの項目を整理し、充実を図った。

【健康支援と社会保障制度】

法律や制度の改正に沿って全体を修正するとともに、近年重要となっている健康問題やキーワードを追加した。

【基礎看護学】

新人看護師に必要な日常生活援助(療養上の世話)及び診療の補助に関する基本的知識及び技術として項目の妥当性を検討し、現行の教育内容と習熟状況とを勘案して用語を変更した。また、看護の展開における重要な概念として、根拠に基づく実践及びチームアプローチを中項目に提示した。

【成人看護学】

成人各期の健康保持や疾病予防、健康問題に応じた看護実践の基本的な理解を問うとともに、専門基礎分野の内容を踏まえ、機能障害ごとの看護援助について臨床実践に即した分析・判断力が評価できるような項目とを整理した。また、それぞれの機能障害に特有なアセスメント、症状、検査、代表的な治療とその看護、さらに機能障害をもちながら生活する人の看護について厳選して提示した。

【老年看護学】

活動の場や役割が多様化し、拡大している老年看護の現状を踏まえて、「加齢による変化」を基盤とした老年看護の内容をより明確に提示した。具体的には、「介護家族の課題」及び「高齢者を介護する家族への看護」を充実させ、「安全確保と身体拘束」等の高齢者に特有の倫理的課題を取り上げた。

【小児看護学】

子どもの権利擁護を重視しつつ、子どもの成長と発達に重要な存在として家族を含めた「子どもと家族」にとって最善の利益に供するよう、小児看護に特有な知識及び技術に関する項目を提示した。特に家族には同胞も含むことを明記した。

【母性看護学】

母性看護実践の基盤となる対象者の理解及び法律・制度に関する知識の項目の充実を図った。また、母性看護の概念として父性を追加し、人間の性と生殖に関しても生殖に限らず、性の概念を広く取り上げた。女性のライフサイクル各期における看護は周産期から独立して提示し、周産期における看護は正常経過における生理と異常について習得が必要な内容を検討し、充実を図った。

【精神看護学】

当事者の回復を支援するために必要な基本的知識及び技術を生物学的、心理学的、社会的側面から体系化して整理した。また家族への支援、精神保健医療福祉の法律と制度、災害時のこころのケアについても内容を充実させた。

【在宅看護論】

在宅看護を取り巻く社会情勢の変化に伴い、在宅看護が必要とされる背景、在宅看護の目的、役割と機能、訪問看護の概要を大項目として新たに提示した。さらに、在宅療養者の状態・状況の多様性と今後の病状・病態の予測を踏まえて在宅療養者の自立・自律を促し、生活の質を維持・向上させていくための看護が展開できるよう在宅における看護計画の立案と実施に必要な基礎的な知識及び技術について整理し、充実させた。

【看護の統合と実践】

基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱの知識を統合して実践に応用できる能力を問う内容とした。具体的には、医療を取り巻く社会環境の変化に対応して、看護におけるマネジメント、災害、国際化について3つの目標を立て、大・中項目のみの構成とした。